

「記紀編さん1300年神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」
ロゴマーク使用要領

平成24年2月28日
宮崎県観光推進課記紀編さん記念事業推進室

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県以外の者が、「記紀編さん1300年神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、宮崎県に属する。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、本要領及び別添「ロゴマーク使用マニュアル」を遵守しなければならない。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 宮崎県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他知事が不相当と認めた場合

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、次の各号に掲げる場合を除き、別記様式第1号の使用届出書により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- (1) 個人の楽しみの範囲で使用する場合(個人の年賀状等、商用目的でない場合)
- (2) 名刺類や会議資料等に使用する場合
- (3) 報道機関等が報道目的で使用する場合

(届出者の遵守事項)

第5条 前条の使用届出書を提出した者(以下「届出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届出書に記載された事業のみに使用すること。
- (2) ロゴマークを使用したもの(成果品)を作成した後は、速やかに成果品2部を添えて別記様式第2号の使用実績報告書を知事に提出すること。

(使用条件の付加)

第6条 知事は、届出者に対して必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用の停止等)

第7条 知事は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第8条 宮崎県は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第9条 宮崎県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第10条 知事は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、宮崎県商工観光労働部観光交流・東アジア戦略局観光推進課記紀編さん記念事業推進室が行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

宮崎県知事 様

(観光推進課記紀編さん記念事業推進室扱)

使用者(団体名等)

代表者名

所在地

担当者名

電話

F A X

使用届出書

「記紀編さん1300年神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」ロゴマーク
使用要領(以下「使用要領」という。)に基づき、次のとおり届け出ます。

使用にあたっては使用要領及びロゴマーク使用マニュアルを遵守することを誓約し
ます。

ロゴマークを使用する内容

1 この欄には、“ロゴマークをどのように使用するのか”が分かるように、次の項目を記載してください。

ロゴマークを使用して作成等をする物（成果品）。

成果品をどのようにするのか。

作成する成果品の数（予定）

成果品を使用する期間（予定）

その他参考事項（取組・事業概要など）

上記 ~ の説明で成果品のイメージの説明が難しい場合は適宜図面等を添付してください。（図面は手書きの簡単なスケッチ等でも可。）

宮崎県知事 様
(観光推進課記紀編さん記念事業推進室扱)

使用者(団体名等) _____

代表者名 _____

所在地 _____

担当者名 _____

電話 _____

F A X _____

使用実績報告書

「記紀編さん1300年神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」ロゴマーク使用要領に基づき、平成 年 月 日に使用届出書を提出しましたが、ロゴマークを使用したもの(成果品)ができましたので、成果品2部を添えて報告します。

物理的な事情で成果品2部を添付することが困難な場合は、写真2部を提出してください。

記 載 例

(様式第1号)

平成 年 月 日

宮崎県知事 様
(観光推進課記紀編さん記念事業推進室扱)

使用者(団体名等)	株式会社
代表者名	代表取締役
所在地	市 3丁目 番 号
担当者名	課
電話	0985-26-
FAX	0985-26-

使用届出書

「記紀編さん1300年神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」ロゴマーク
使用要領(以下「使用要領」という。)に基づき、次のとおり届け出ます。

使用にあたっては使用要領及びロゴマーク使用マニュアルを遵守することを誓約し
ます。

使用内容記載例

ロゴマークを使用する内容

カレンダー

カレンダーは1月1枚の12枚で構成。

1枚の上半分は、県内の日向神話にゆかりがある名所旧跡の写真を掲載する予定。その余白にロゴマークを挿入する。カレンダーは販売する。

2,000セット(予定)

平成 年 月から販売予定

特に無し

ロゴマークを使用する内容

ポスター

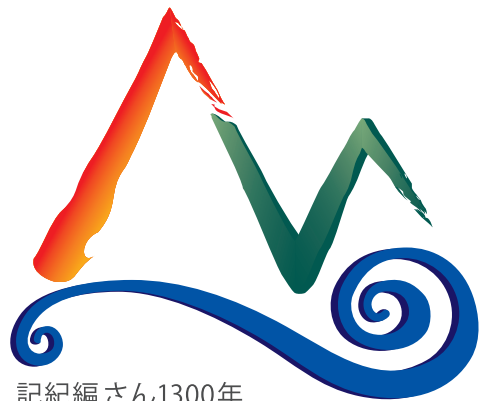
宮崎の郷土料理を観光地の魅力を紹介するポスター(B1サイズ)の右下にロゴマークを挿入する。カレンダーは、観光施設等に無償で配布する予定。

1,500枚

平成 年 月から配布開始する予定

ポスターを使ったキャンペーン概要は別添資料のとおり

ロゴマーク 使用マニュアル

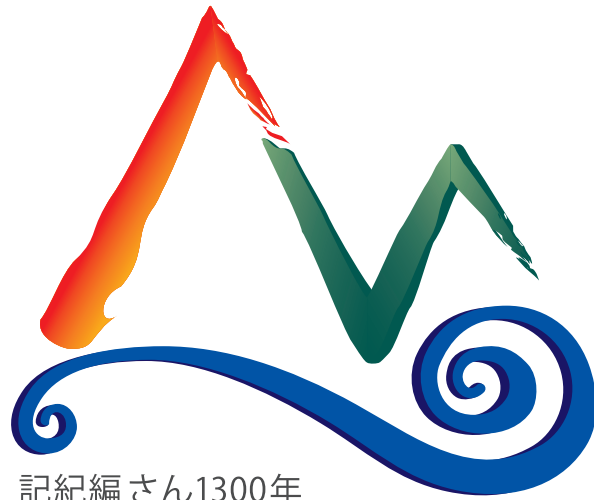


記紀編さん1300年

神話のふるさと みやざき
温故知新ものがたり

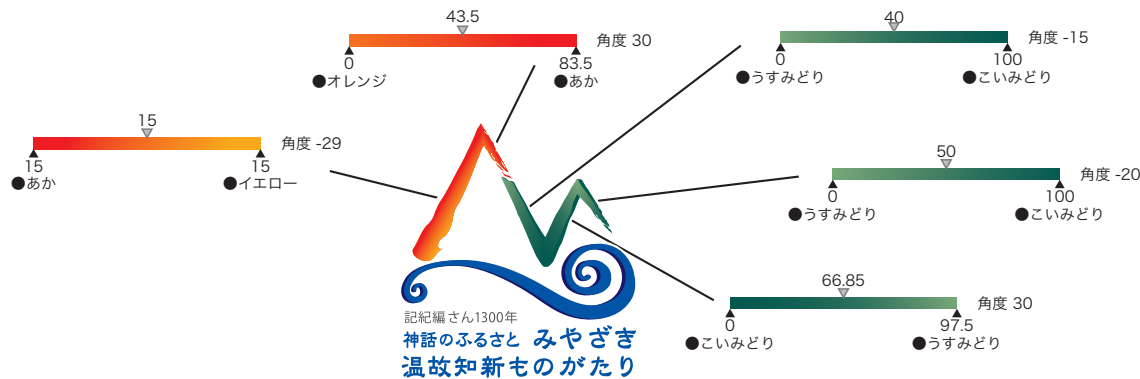
色指定

4色刷り



記紀編さん1300年
 神話のふるさと みやざき
 温故知新ものがたり

グラデーション



山

●あか

C	: 0
M	: 100
Y	: 100
K	: 0

●イエロー

C	: 0
M	: 38
Y	: 100
K	: 0

●オレンジ

C	: 0
M	: 68
Y	: 100
K	: 0

谷

●うすみどり

C	: 58
M	: 18
Y	: 66
K	: 0

●こいみどり

C	: 100
M	: 55
Y	: 75
K	: 18

海文字

●あお

C	: 100
M	: 75
Y	: 0
K	: 0

●こん

C	: 100
M	: 100
Y	: 0
K	: 38

●グレー

C	: 0
M	: 0
Y	: 0
K	: 85

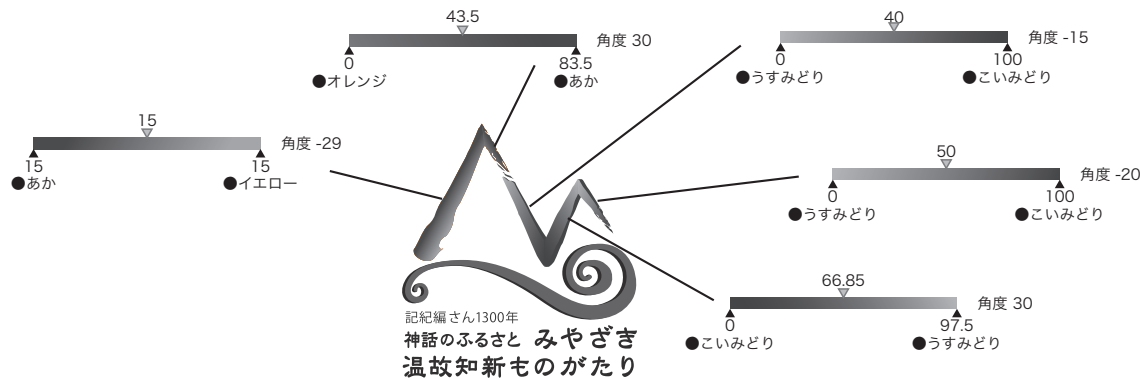
色指定

モノクロ



記紀編さん1300年
神話のふるさと みやざき
温故知新ものがたり

グラデーション



山

●あか 85%



●イエロー 42%



●オレンジ 65%



谷

●うすみどり 35%



●こいみどり 88%



海文字

●あお 74%



●こん 95%



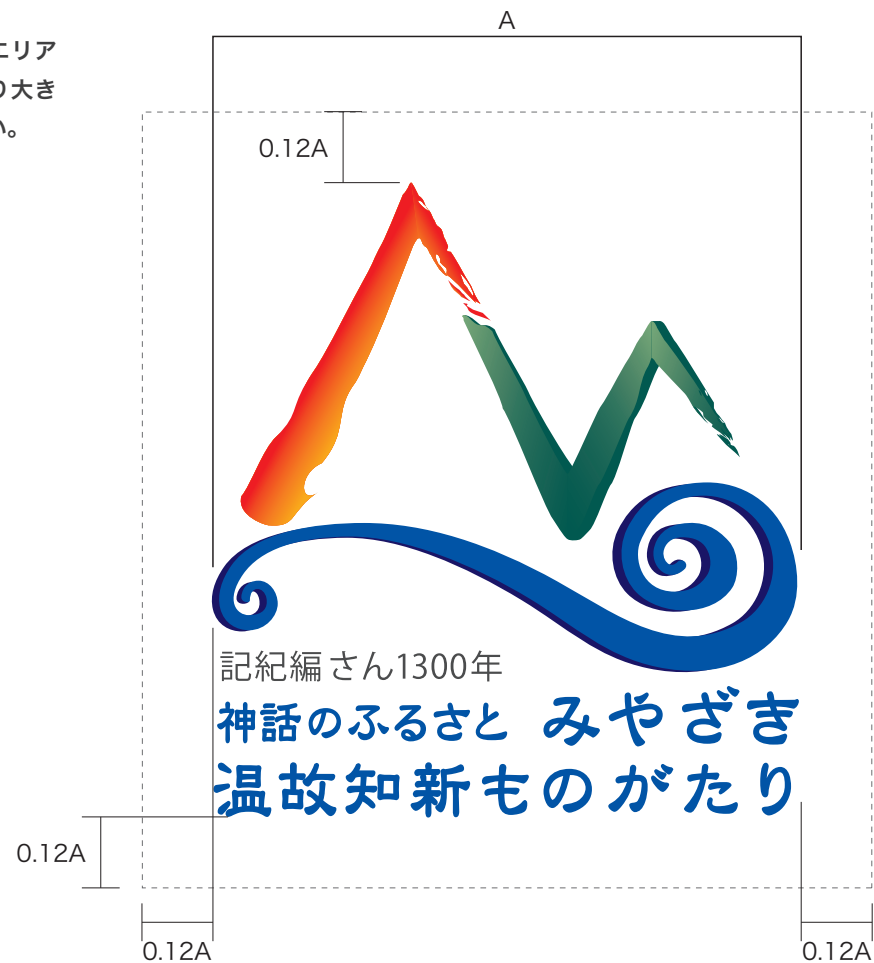
●グレー 92%



保護エリア

シンボルマーク・ロゴタイプを表示する際には、その周辺に一定の保護エリアを設け、この領域内には原則として他のデザイン要素や文字などを表示してはいけません。

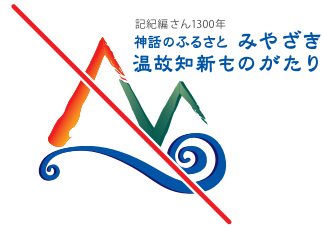
ここに示したのは、確保すべき最小限の保護エリアですが、具体的な表示にあたっては可能な限り大きな余白スペースを設けるように配慮してください。



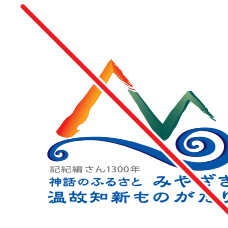
使用上の注意

シンボルマーク・ロゴタイプは、背景が白色である事が好ましいですが、そのような場合だけではない事を想定して、白フチを回しております。

また、手を加える事なく、正しく使用してください。
誤った表示例の一部を表示しましたので参考にして下さい。



組合せを変えてはならない。



変形してはならない。



比率を変えてはならない。



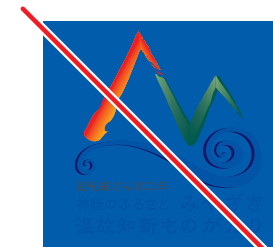
書体を変えてはならない。



周辺に他の要素を配置してはならない。



色を変えてはならない。



白フチを使用せずに
識別を損なう表示をしてはならない。